

第 5931 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 4月 6日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 新設法人の届出書類

Q：法人を設立した場合、税務署にはどんな書類を提出しなければなりませんか？

A：次の書類が必要です。

【解説】

法人を設立した場合には、次の届出書の提出が必要です。

①法人設立届出書

この書類は、設立の日以後2か月以内に納税地の所轄税務署長に次の書類を添付して、提出しなければなりません。

- イ. 定款等の写し
- ロ. 株主名簿の写し
- ハ. 設立趣意書
- ニ. 設立時の貸借対照表
- ホ. 合併等により設立されたときは被合併法人等の名称及び納税地を記載した書類

②源泉所得税関係の届出書

「給与支払事務所等の開設届出書」や「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出します。

③消費税関係の届出書

消費税の課税事業者になる場合等に提出します。

④その他

その他、必要に応じて次のような書類を提出します。

- イ. 青色申告の承認申請書
- ロ. 棚卸資産の評価方法の届出書
- ハ. 減価償却資産の償却方法の届出書
- ニ. 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書

